

員外利用の状況の状況について（令和5年3月末時点）

1 信用事業

(1) 貯金等

(単位:千円、%)

	組合員の当期平均残高 (A)	組合員以外の当期平均残高 (B)	員外利用割合の比率 (B) / (A) × 100
貯金等	308,852,258	57,270,848	18.55

(2) 貸出金

(単位:千円、%)

	組合員の当期平均残高 (A)	組合員以外の当期平均残高 (B)	員外利用割合の比率 (B) / (A) × 100
貸出金	41,654,576	876,948	2.11

2 共済事業

(単位:千円、%)

	当期組合員からの受入共済掛金 (A)	当期組合員以外からの 受入共済掛金 (B)	員外利用割合の比率 (B) / (A) × 100
共済事業	11,976,426	1,637,563	13.68

3 購買事業

(単位:千円、%)

	当期組合員利用高 (A)	当期組合員以外利用高 (B)	員外利用割合の比率 (B) / (A) × 100
購買事業	3,375,882	515,872	15.29

(注1)複数の事業間で相互に取引する内部取引(92,046千円)については、当期取扱高から控除してあります。

4 販売事業

(単位:千円、%)

	当期組合員利用高 (A)	当期組合員以外利用高 (B)	員外利用割合の比率 (B) / (A) × 100
販売事業	6,849,373	0	0

Ⅱ－１－２－２－２ 別紙参考

員外利用規制に関する主な事業区分とその計算方法

主たる事業	員外利用の限度	員外利用根拠
1. 貯金の受入 (農協法第10条第1項第3号)	組合員利用の25/100まで可 $\frac{\text{組合員外からの貯金・定期積金の受入}}{\text{組合員からの貯金の受入}} \leq 25\%$	農協法第10条第17項 施行令第1条の2第1号
2. 資金の貸付 (農協法第10条第1項第2号)	組合員利用の25/100まで $\frac{\text{組合員外への貸出}}{\text{組合員への貸出}} \leq 25\%$	農協法第10条第17項 施行令第1条の2第1号
指定組合の場合	貯金・定期積金の合計額の15/100まで可 $\frac{\text{組合員外への貸出}}{\text{貯金・定期積金の合計額}} \leq 15\%$	農協法第10条第18項 施行令第1条の3
3. 共済事業 (農協法第10条第1項第10号)	組合員利用の1/5まで可 $\frac{\text{組合員外からの受入共済掛金}}{\text{組合員からの受入共済掛金}} \leq 20\%$	農協法第10条第17項
4. 購買事業 (農協法第10条第1項第4号)	組合員利用の1/5まで可 $\frac{\text{組合員外への購買事業供給高及び取扱高}}{\text{組合員への購買事業供給高及び取扱高}} \leq 20\%$	農協法第10条第17項
5. 販売事業 (農協法第10条第1項第8号)	組合員利用の1/5まで可 $\frac{\text{組合員外の生産物の販売高及び取扱高}}{\text{組合員の生産物の販売高及び取扱高}} \leq 20\%$	農協法第10条第17項
6. 医療事業 (農協法第10条第1項第11号)	組合員利用と同率(100/100)まで可 $\frac{\text{組合員外の利用高}}{\text{組合員の利用高}} \leq 100\%$	農協法第10条第17項 施行令第1条の2第2号

<留意事項>

- (1) 事業年度末において、事業年度間の事業の利用分量(金額)をそれぞれ累計する。
ただし、「1. 貯金の受入」及び「2. 資金の貸付」は、平均残高を用いて算出する。
- (2) 「4. 購買事業」及び「5. 販売事業」の取扱高は、例えば委託販売における受入高に手数料を足し合わせたものである。